

福祉施設等運営法人 様

枚方市長

福祉施設等に対する光熱費等支援金について(申請期日延長)

日頃は、本市福祉行政にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、本市におきまして、コロナ禍における物価高騰等の影響を受ける福祉施設等の介護・障害福祉サービス事業者に対し、「枚方市福祉施設等に対する光熱費等支援金」として、支援をすることといたしました。

つきましては、下記にてご確認の上、別紙にて法人でまとめて申請いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 支援金対象福祉施設等(下記①②③④全て満たしていること)
 - ①令和4年4月1日に営業していること。
 - ②令和4年8月現在も営業していること。(休止中・廃止されている場合は対象外)
 - ③指定番号又は、届出番号があること。
(※枚方市から指定を受けている又は、枚方市へ届出している。)
 - ④事業所申請台帳又は届出台帳と整合性がとれていること。

- 2 助成金額(系統別)
 - ①入所系・・・10万円、②通所系・・・5万円、③訪問系・・・5万円

- 3 事業所等が同じ住所等に複数ある場合の取扱い(指定番号、届出番号必須)
 - ①同じ住所又は同一所在地に、訪問系1事業所と訪問系1事業所がある場合は、1か所とします。(同じ系統)(参考申請金額:5万円)
 - ②同じ住所又は同一所在地に、入所系1事業所と通所系1事業所がある場合は、入所系1、通所系1の2か所で取扱います。(別系統)(参考申請金額:15万円)
 - ③同じ住所又は同一所在地に、介護入所系1事業所と障害入所系1事業所がある場合は、入所系1か所で取扱います。(同じ系統)(参考申請金額:10万円)

(参考) ※単独指定番号等が必要								
サービス系統		事業所等数						
介護入所系	1	1	1					
介護通所系				1		1		1
介護訪問系		1			1		1	
障害福祉入所系	1						1	
障害福祉通所系			1	1		1		
障害福祉訪問系					1		1	1
助成金対象事業所等	合計	1	2	2	1	1	1	2

- 4 申請

必ず、同封の申請書(様式第1号)をご使用ください。申請書が不足する場合は、申し訳ございませんが複写又はホームページからダウンロードしてください。

- 5 申請期日

令和4年10月31日(消印有効)

延長しています。 令和4年11月30日(消印有効)

裏面へ

6 振込先

各事業所等の法人の口座へ振り込みます。

※必ず、別紙申請書（様式第1号）と通帳の写し（銀行等名・口座種別・支店等名・口座番号・口座名義が記載されているところの写し）を添付して返信用封筒にて返送してください。

7 系統別

※今回の枚方市事業での系統別となりますので、他事業及び他市等での系統別とは異なります。ご了承ください。

	サービス系統	サービス種別		サービス系統	サービス種別
	介護サービス事業所等	訪問系		訪問介護	障害福祉サービス事業所等
訪問系		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	通所系	生活介護	
訪問系		夜間対応型訪問介護	通所系	自立訓練（機能訓練）	
訪問系		訪問入浴介護	通所系	自立訓練（生活訓練）	
訪問系		訪問看護	通所系	就労移行支援	
訪問系		訪問リハビリテーション	通所系	就労継続支援A型	
訪問系		居宅介護支援	通所系	就労継続支援B型	
訪問系		居宅療養管理指導	通所系	就労定着支援	
訪問系		介護予防支援	通所系	自立生活援助	
訪問系		福祉用具貸与	通所系	児童発達支援	
通所系		通所介護	通所系	医療型児童発達支援	
通所系		地域密着型通所介護	入所系	療養介護	
通所系		認知症対応型通所介護	入所系	短期入所	
通所系		通所リハビリテーション	入所系	施設入所支援	
入所系		小規模多機能型居宅介護（通、訪、ショート）	入所系	共同生活援助（介護サービス包括型）	
入所系		看護小規模多機能型居宅介護（通、訪、ショート）	入所系	共同生活援助（日中サービス支援型）	
入所系		短期入所生活介護	入所系	共同生活援助（外部サービス利用型）	
入所系		短期入所療養介護	入所系	福祉型障害入所施設	
入所系		介護老人福祉施設	入所系	医療型障害児入所施設	
入所系		地域密着型介護老人福祉施設	訪問系	計画相談支援（相談）	
入所系		介護老人保健施設	訪問系	地域移行支援（相談）	
入所系		介護医療院	訪問系	地域定着支援（相談）	
入所系		介護療養型医療施設	訪問系	障害児相談支援（相談）	
入所系		特定施設入居者生活介護	訪問系	居宅介護	
入所系		地域密着型特定施設入居者生活介護	訪問系	重度訪問介護	
入所系		認知症対応型共同生活介護	訪問系	同行援護	
入所系		養護老人ホーム	訪問系	行動援護	
入所系		軽費老人ホーム	訪問系	居宅訪問型児童発達支援2	
入所系		有料老人ホーム	訪問系	保育所等訪問支援	
入所系		サービス付き高齢者向け住宅			

8 ご案内・様式等

ホームページにも掲載しています。（<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046307.html>）

9 注意事項

①申請書には、自署（サイン）欄があり、申請書に必ず自署（サイン）が必要です。

記載のない場合やワープロ打ちの場合は、記載内容に整合性がとれていなくても助成金の交付はできません。

②申請内容に不備がある場合は、助成金の交付はできません。

③再申請される場合の郵送料は各自ご負担お願いいたします。

④介護事業所及び障害福祉事業両方運営されているところには、ご案内が複数送付される場合がありますが助成金の対象は項番3のとおりとなります。